

第 2 回

熊本県議会

海の再生及び環境対策特別委員会会議記録

令和5年6月19日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

## 第2回 熊本県議会 海の再生及び環境対策特別委員会会議記録

令和5年6月19日(月曜日)

午前9時58分開議

午後0時20分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (2) 2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組に関する件について
- (3) 再生可能エネルギー導入促進に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員(16人)

委員長 緒方 勇 二  
副委員長 西山 宗 孝  
委員 岩下 栄 一  
委員 岩中 伸 司  
委員 吉永 和 世  
委員 坂田 孝 志  
委員 山口 裕  
委員 前田 憲 秀  
委員 岩田 智 子  
委員 末松 直 洋  
委員 吉田 孝 平  
委員 西村 尚 武  
委員 城戸 淳  
委員 荒川 知 章  
委員 亀田 英 雄  
委員 高井 千 歳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 小原 雅 之

環境局長 坂野 定 則

環境立県推進課長 吉澤 和 宏

環境保全課長 村岡 俊 彦

首席審議員兼

循環社会推進課長 鈴 和 幸

消費生活課長 三角 登志美

総務部

財産経営課長 松尾 亮 爾

企画振興部

交通政策課審議員 高松 江三子

商工労働部

総括審議員兼

産業振興局長 内藤 美 恵

商工政策課

政策調整審議員 大村 克 行

産業支援課審議員 荒木 貴 志

エネルギー政策課長 岡山 公 明

農林水産部

部長 千田 真 寿

水産局長 渡辺 裕 倫

首席審議員兼

農業技術課長 高野 真

首席審議員兼

畜産課長 鬼塚 龍 一

農地・担い手支援課

課長補佐 田川 栄 一

農地整備課長 永田 稔

むらづくり課長 野入 正 憲

森林整備課長 宮脇 慈

森林保全課審議員 山下 聖 二

水産振興課長 森野 晃 司

漁港漁場整備課長 谷水 秀 行

水産研究センター所長 堀田 英 一

土木部

総括審議員

兼河川港湾局長 村山 英 俊

首席審議員兼

土木技術管理課長 山内 桂 王

下水環境課長 弓 削 真 也  
河川課長 仲 田 裕一郎  
港湾課長 倉 光 宏 一  
建築課長 上 野 美恵子

教育委員会

施設課長 中 島 一 哉

企業局

工務課長 伊 藤 健 二

警察本部

会計課長 平 山 浩 之

事務局職員出席者

政務調査課主幹 内 布 志保美

政務調査課主幹 村 山 智 彦

午前9時58分開議

○緒方勇二委員長 それでは、ただいまから、第2回海の再生及び環境対策特別委員会を開催します。

本日の特別委員会はインターネット中継が行われます。委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、今年度最初の委員会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員長の緒方勇二でございます。本日は、執行部を交えた最初の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会の調査事件は、1つに、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、2つ目に、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組に関する件、3つ目に、再生可能エネルギー導入促進に関する件の3つが付託されております。いずれも重要な課題であり、いろいろと御苦勞もあるかと存じますが、引き続き取り組んでいかなければならないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

もとより、海と山は恋人であります。海と山はつながっております。議論を深めてまいりたいと思っておりますので、重ねて、よろしくお願い申し上げます。

今後1年間、委員の先生方をはじめ執行部の皆さんの御協力をいただき、西山副委員長とともに、本委員会の円滑な運営に努め、付託調査事件に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。

副委員長からも、一言御挨拶をお願いいたします。

○西山宗孝副委員長 おはようございます。

副委員長の西山宗孝でございます。緒方委員長を補佐して、委員会の目的を達するために、委員会の円滑な運営が行われますように、委員各位、そして執行部、どうかよろしくお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 よろしく申し上げます。

執行部の紹介につきましては、お手元の関係部課職員名簿に代えさせていただきます。

なお、本日の委員会出席者は、説明資料に関する職員のみとしておりますので、お手元の配席表により御確認ください。

次に、執行部を代表して、小原環境生活部長から挨拶をお願いいたします。

○小原環境生活部長 着座のまま失礼いたします。

委員会の開会に当たりまして、執行部を代表して御挨拶を申し上げます。

県議会におかれましては、昨年度までは有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進特別委員会として御審議いただいておりましたが、今年度から新たに、海の再生及び環境

対策特別委員会を設置いただき、3項目を付託調査事件として御審議いただくこととなりました。引き続き御指導よろしくお願い申し上げます。

それでは、各項目の概要について御説明いたします。

まず、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件につきましては、特別措置法に基づき策定した県計画と県議会からいただいた提言に沿って、川上から川下、そして海に至る総合的な対策に取り組んでまいりました。

昨年7月には、八代海において発生したカレニア赤潮により、養殖魚などが大量にへい死し、過去2番目となる約20億円の漁業被害が発生しました。

また、先週14日には、八代海でシャットネラ赤潮の警報を発令しており、漁業者と連携しながら、被害が発生しないよう危機感を持って対応しているところです。

有明海のノリ養殖では、昨年の漁期当初から珪藻赤潮による色落ちが発生したほか、今年1月には、暴風により養殖施設に4億円を超える被害が発生しました。被災した漁業者の経営継続を図るため、直ちに中間魚購入に対する支援などを行ったほか、国への要望を契機として創設された予算を活用した赤潮対策事業を実施するなど、持続可能な養殖業の構築に向けて取り組んでいるところです。

また、アサリにつきましては、昨年制定、施行した熊本県産あさりを守り育てる条例に基づき、引き続き、資源の回復や安全、安心な流通、販売のための取組を進めてまいります。

次に、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組に関する件につきましては、地球規模で温暖化の影響が生じており、令和2年7月豪雨をはじめ、近年、様々な災害が発生しています。今年も梅雨に入り、早々に線状降水帯による被害が生じるなど、ゼロカーボン

の取組の必要性を改めて実感しております。熊本の住みよい自然と環境を未来を担う子供たちにしっかりと残していけるよう、第六次環境基本計画において定めている、2030年度に温室効果ガスを50%削減するという目標に向かい、今私たちができることをしっかりと取り組んでまいります。

3つ目の再生可能エネルギーの導入促進に関する件につきましては、世界的な脱炭素化の流れの中、国において、主力電源として最優先で導入拡大に取り組むとされています。

本県においても、令和2年策定の第2次総合エネルギー計画において、2030年度の再エネ発電量の割合を50%とする目標を掲げ、再エネ施設の適地誘導のための立地ゾーニングを実施するなど、地域共生型の再エネ導入を進めているところです。

また、JASMが再エネ100%での運営を表明するなど、再エネ導入の機運が高まっています。再エネ導入の加速化に向けて、本委員会での御意見等も踏まえ、しっかりと取り組んでまいります。

本日は、これまでの経緯や現状と課題、今年度の取組などについて、この後、関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 次に、議題に入ります前に、今年度の審議予定について御説明いたします。

お手元にお配りしている令和5年度審議予定を御覧ください。

年度当初の本日と来年2月の委員会では、有明海・八代海再生、ゼロカーボン及び再エネの3つの付託調査事件について審議することとします。そして、9月は有明海・八代海再生を、11月はゼロカーボンと再エネを中心に審議したいと思います。

それでは、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきます

ので、よろしく願い申し上げます。

有明海・八代海の環境保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について執行部から説明を受け、その後、質疑を行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明者は着座にて、説明は簡潔にお願いします。

では、資料に沿って説明をお願いいたします。

まずは、有明海・八代海の再生に係る現状等について説明をお願いいたします。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

資料1の2ページをお願いします。

これまでの経緯でございますが、(1)有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の制定です。

平成12年度の赤潮による魚類やノリ養殖への被害を契機に、平成14年11月に特別措置法が制定されました。

(2)のとおり、有明海・八代海等総合調査委員会が平成15年に設置され、枠に囲んでおりますように、平成18年と平成29年に2回の報告が出されております。しかしながら、抜本的な方策の提示には至っておりません。現在、令和8年度報告に向け、委員会で審議されており、明日、荒尾干潟、住吉の長部田海床路周辺を委員会が視察されると聞いております。

(4)の県議会の有明海・八代海等の再生に係る提言についてです。

平成15年6月県議会において有明海・八代海再生特別委員会が設置され、平成16年2月議会で提言をまとめていただきました。

さらに、令和2年2月議会で提言の見直しをしていただき、3ページに記載しておりますとおり、提言に沿った県の取組を行っており、本日もこの内容に沿って説明させていた

できます。

5ページをお願いいたします。

時間の都合上、3の有明海・八代海の水質の状況について、環境保全課分もまとめて報告させていただきます。

環境基準の達成状況でございますが、5行目から下線を引いておりますとおり、海の汚濁の指標であるCOD及び富栄養化の指標であります全窒素、全リンともに、近年変動はあるものの、ほぼ横ばいで推移している状況でございます。

具体的には、6ページのグラフを御覧いただけますでしょうか。図のとおり、COD、全窒素、全リンともに大きな変動はございません。

なお、全窒素の図の中に赤の点線を0.2というところで引いておりますが、これは28ページで説明させていただきます瀬戸内法に基づく兵庫県の基準でございます。詳しくは、28ページの中で説明させていただきます。

水質の状況は以上でございます。よろしく願いいたします。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

7ページをお願いします。

4、有明海・八代海の漁業生産の状況についてです。

まず、①漁業の状況、いわゆる取る漁業ですが、上段左側のグラフは魚類、右側はアサリの漁獲量の推移で、黒丸が有明海、白丸が八代海となります。

また、下段のグラフは、魚類とアサリの県内の漁獲金額の推移です。

まず、魚類の漁獲量ですが、有明海は減少傾向にあり、令和2年は1,273トンで、八代海は、有明海と比べ変動が大きく、令和2年は4,770トンとなっております。

次に、アサリの漁獲量ですが、資源の回復に向け取組を進めており、令和4年は、水産

振興課調べで有明海85トン、八代海は11トンとなっております。

8ページをお願いします。

②養殖漁業の状況です。

上段のグラフは、ノリ養殖の生産枚数及び生産金額の推移で、左が有明海、右が八代海です。有明海の令和4年漁期は、漁期前半のノリの色落ちや1月の暴風の影響により、生産枚数は約7億7,000万枚と減少しましたが、全国的なノリ不足により単価が高かったことから、生産金額は過去2番目となる約140億円となりました。

下段のグラフは、ブリ類とマダイの生産量及び生産金額の推移で、左側がブリ類、右側がマダイです。ブリ類の生産量は、ここ数年、5,000から7,000トン、マダイは8,000から1万トンで推移しており、比較的安定した生産が行われております。

水産振興課は以上です。

○弓削下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の10ページをお願いします。

提言項目、(1)海域環境への負荷の削減に係る施策、①生活排水処理施設の整備促進と適切な維持管理について御説明いたします。

まず、1、現状・課題等ですが、令和8年度末の汚水処理人口普及率を93%に高めることを目標に、地域特性に適した生活排水処理施設の整備を推進しております。

また、下水道・集落排水施設への接続や浄化槽の適切な維持管理等について、市町村や関係機関と協力し、普及啓発活動に取り組んでおります。

2、取組の方向性については、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、未普及対策や施設の老朽化に伴う計画的な改築更新及び広域化、共同化など、効率的な運営管理に取り組んでまいります。

また、普及啓発活動や、下水道・集落排水

施設への接続、浄化槽の適切な維持管理等に引き続き取り組んでまいります。

11ページをお願いします。

3、令和4年度の主な取組実績及び令和5年度の取組予定について、まず、令和4年度の取組について、主なものを説明します。

①の合併処理浄化槽への転換事業については、430基の転換を実施しました。

③については、流域下水処理場などの汚水処理施設で、施設の管理を最適化するストックマネジメント計画に基づき、改築更新等の工事を実施しております。

次に、令和5年度の取組予定でございますが、①から④の事業について引き続き取り組んでいくことにより、海域環境への負荷の削減に努めてまいります。

下水環境課は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 12ページをお願いいたします。

②普及啓発活動の展開でございます。

1、現状・課題等でございますが、県下一斉清掃活動や環境出前講座等の普及啓発活動を行っております。県下一斉清掃活動は、グラフのとおり、コロナ禍で市町村数、参加数とも減少しておりましたが、徐々に回復傾向にございます。

2の取組の方向性として、県下一斉活動がさらに広がるよう市町村等へ働きかけを行うとともに、環境出前講座などの普及啓発を市町村等と連携して推進してまいります。

13ページをお願いいたします。

主な取組実績及び取組予定でございます。

河川や海岸の一斉清掃活動につきましては、令和5年度は、コロナ前のように県内各地で清掃活動を再開したいと考えております。

なお、8月の20日を統一行動日として、昨年実施ができなかった長洲港海岸を再度メイン会場として行うことと考えております。

②の環境出前講座でございますけれども、令和5年度は、地元の事例を取り入れるなど事業内容の充実を図り、子供たちの理解がより深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

14ページをお願いします。

提言項目1、海域環境への負荷の削減、③適切な排水指導について御説明します。

まず、1の現状・課題等でございますが、工場、事業場からの排水について、法より厳しい排水基準を条例で定め、水質汚濁の防止を図っております。また、工場、事業場への計画的な立入検査による適正な排水指導を行っております。

次に、2、取組の方向性でございますが、海域の環境基準達成に向けて、事業場等への立入検査や指導等により、汚濁負荷低減に努めてまいります。

下の15ページをお願いします。

3の令和4年度の主な取組実績及び令和5年度の取組予定でございますが、①排水規制対象事業場に対する計画的な立入検査として、令和4年度は、延べ161事業場に立入検査等を実施し、排水基準を超過した3事業場に改善指導を行いました。令和5年度も、引き続き事業場へ立入り等を実施し、公共用水域へ排出される排水の汚濁低減を図ります。

次に、②海域における水質状況調査の実施ですが、令和5年度も、引き続き水質測定計画に基づき、健康項目、生活環境項目、その他項目について、水質調査を実施してまいります。

環境保全課は以上です。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

16ページをお願いします。

農薬・化学肥料の使用量の削減についてです。

1の現状・課題ですが、これまで環境保全型農業に取り組み、農薬と化学肥料の削減を図るくまもとグリーン農業を推進してまいった結果、平成16年度の使用量と比較すると、化学肥料は約32%削減、化学農薬は約37%削減しております。

2の取組の方向性として、地下水と土を育む農業推進条例に係る推進計画とともに、本年3月策定しました熊本県みどりの食料システム基本計画に沿って、取組の拡大とレベル向上を図ってまいります。

次のページ、3の令和4年度の主な取組と令和5年度の取組予定でございますが、①のグリーン農業の生産拡大と取組の高度化としましては、市町村等と連携して、農薬、化学肥料を削減した取組の拡大を進めます。

②の環境にやさしい農業の普及定着促進としましては、害虫を捕食する天敵の利用や、分解の速い被覆肥料などの実証展示圃場を設置し、技術の普及を図ります。

③のグリーン農業の取組効果の見える化としましては、県内大学と連携した調査研究を実施しておりまして、いずれも継続的に取り組んでまいります。

農業技術課は以上です。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

18ページをお願いします。

家畜ふん尿の適正管理の継続でございます。

1、現状・課題として、近年、家畜の飼養規模拡大が進んでおり、家畜排せつ物の適正な管理がより重要となっていることから、家畜排せつ物法に基づき、適正な管理を引き続き推進しているところでございます。

2、取組の方向性としてしましては、家畜排せつ物の適正管理の継続、堆肥舎等の維持管理

や適正運用の継続、施設整備など、経営形態に応じた対応を推進してまいります。

19ページ、令和4年度の主な取組実績及び令和5年度の取組予定でございます。

家畜排せつ物の適正管理に向けた処理状況の調査、浄化処理施設の処理水の分析等に係る技術指導を実施するとともに、11月を畜産環境月間と位置づけ、農業関連情報誌等を利用した意識啓発、理解醸成活動を行っております。

また、②にありますように、良質堆肥生産や耕畜連携を推進するために、堆肥化処理施設、堆肥散布機と機械の整備を支援しております。

令和5年度も、引き続き、市町村や農業団体と連携し、農家への助言指導や意識啓発などを行い、家畜排せつ物の適正な管理を推進してまいります。

20ページをお願いします。

耕畜連携による堆肥の広域流通でございます。

1、現状・課題として、堆肥の利用を推進するためには、良質堆肥生産技術の向上や耕種農家と畜産農家のマッチングが重要であります。

2、取組の方向性としていたしましては、①耕種農家との連携や情報交換等の促進、②堆肥製造技術の向上、③畜産地帯から耕種地帯への堆肥のさらなる流通及び耕種農家による利用の促進を進めてまいります。

21ページ、令和4年度の主な取組実績及び令和5年度の取組予定でございます。

熊本県耕畜連携推進協議会の構成メンバーであります県や農業団体が連携して、堆肥共助会や農業フェア等での堆肥のサンプル配布、堆肥需給マッチングサイト、くまもと堆肥ネットの紹介等を実施しました。

令和5年度も、引き続き良質堆肥の生産や必要な施設、機械の整備を支援し、堆肥の広域流通を進めてまいります。

畜産課は以上でございます。

○堀田水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

22ページをお願いいたします。

養殖場から排出される負荷の削減でございます。

まず、現状・課題についてですが、養殖場の給餌や排せつによる環境負荷の低減が必要であるため、窒素やリンを栄養塩として吸収するヒトエグサなど海藻類の増養殖技術の開発や、地元漁協が策定した漁場改善計画の着実な実施の指導、支援、加えて、養殖業者に対する適正な給餌量の指導を行っています。

2の取組の方向性です。

引き続き、海藻類の増養殖技術の開発、普及を研究のテーマとして取り組むとともに、漁場改善計画の着実な実施を漁協に指導してまいります。

次のページをお願いします。

3の令和4年度の主な取組実績及び令和5年度の取組予定です。

①では、ヒトエグサ養殖の人工採苗の量産化に取り組み、令和4年度は、771枚を7地区9業者に配布しました。令和5年度は、高水温耐性品種の開発にも取り組むこととしております。

また、②、③のとおり、令和4年度は、漁協が策定した漁場改善計画に基づき、また、魚類養殖業者が適正な給餌管理を行うよう指導しています。令和5年度も、引き続き漁場環境の維持、改善のため指導してまいります。

水産研究センターからは以上です。

○宮脇森林整備課長 森林整備課です。

24ページをお願いします。

森林整備の着実な推進についてです。

1の現状・課題等ですが、森林の有する多面的機能の持続的発揮に向け、植栽、間伐等



の森林整備の推進が必要であり、併せて、県民参加による森づくり活動を通じた県民の理解醸成が重要となっています。

2の取組の方向性ですが、各種補助事業を活用して森林所有者等への支援を強化するとともに、森林ボランティアや企業等が実施する活動への支援等を進めていきます。

下の25ページをお願いします。

3の令和4年度の主な取組実績及び令和5年度の取組予定ですが、①の森林所有者等が行う植栽、間伐等への助成について、令和4年度は、国庫補助の森林環境保全整備事業や県の水とみどりの森づくり税等を活用し、植栽を約1,000ヘクタール、間伐を約4,000ヘクタール実施しました。

令和5年度は、事業内容を拡充した森林再生支援事業も活用し、再生林対策の強化をはじめとした森林整備を実施してまいります。

②のボランティア、企業等による森づくり活動への支援等については、令和4年度は、水とみどりの森づくり税を活用した県民の未来につなぐ森づくり事業や、漁民の森づくり事業により、森づくり活動に対する助成を延べ26団体に、また、市町村等の森林公園整備等に対する助成を15団体に実施しました。令和5年度も、同様の助成を引き続き実施してまいります。

森林整備課は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

26ページをお願いいたします

抜本的な干潟等再生方策の検討、有明海でございませう。

1の現状・課題でございませうが、干潟では、覆砂、海底耕うん等による底質改善に取り組んでおられますが、抜本的な対策には高度な知見と膨大な費用が必要であり、国の主体的な取組を求めています。

しかし、国でもいまだに具体的な再生方策

は見いだされておらず、令和4年3月に公表された中間取りまとめにおいても、多くの項目でさらなる調査研究が必要とされております。

2の取組の方向性でございます。

国に対して、一番上の黒丸の泥土除去等の抜本的な底質改善や、2番目の黒丸ですけれども、大規模な海底耕うん等の実証事業の実施を求めています。

右の図を御覧ください。

国の平成28年度委員会報告に示された再生方策ですが、このうち、黄色のマークで囲んでいる部分に底質改善、覆砂、海底耕うん、しゅんせつ、作濇等の実施、河川からの土砂流入量の把握、適切な土砂管理、ダム堆砂、河川掘削土砂の海域への還元の検討等、国も整理しております。

先ほど委員長から、海と山はつながっているという冒頭の御発言がございましたが、このつながりを回復するよう、これらの実施を国に求めているところでございませう。

27ページをお願いいたします。

取組実績と取組予定です。

①ですけれども、政府要望の場を活用して、泥土除去及びその処分方法の確立など抜本的な底質改善対策について、国が主体的に実施するよう要望しております。

県議会の提言で御指摘いただいている陸域からの土砂供給についても、上流から干潟への砂供給による底質改善について、国に調査を求めよう求めているところでございませう。

また、②でございませうけれども、上流から干潟への砂供給による底質改善の実証事業を大学と漁協等と連携して行っております。

令和4年度は、上流から干潟への砂供給に向け、国や緑川漁協と協議して、御理解を得たところです。令和5年度は、上流の砂礫を干潟に設置する実証事業を漁協、大学等と連携し、実施する予定でございませう。

また、スパルティナについてでございます。

令和4年度は、旧横島町の唐人川で新たに生育が確認され、駆除を実施しました。引き続きモニタリングを行い、生息を確認した場合は早期駆除をしております。

28ページをお願いいたします。

八代海湾奥部についてです。

1の現状・課題でございます。

八代海湾奥部は、下の29ページの図のとおり、不知火干拓が海域に突き出た特殊な地形から土砂堆積が進行し、地元では水害リスクに対する懸念がございます。そのため、県に対しては、高潮対策、排水機場の機能強化、河川掘削等の実施を地元から要望されております。また、国に対しては、将来の土砂堆積影響調査等の実施を要望されておるところでございます。

2の取組の方向性です。

防災対策は連携が重要ですので、宇城市などの事業主体とタイムスケジュールを共有し、水害リスクの軽減に取り組めます。また、地元と連携し、国に対して影響調査等の実施を要望します。本年度は8月24日に地元が国に要望するというところで、県に対しても同行してほしいという依頼がっております。

29ページをお願いします。

主な取組実績及び取組予定です。

①の水害リスクの軽減に向け、宇城市と情報を共有し、取組を進めております。

まず、黄色の海岸堤防でございますけれども、1999年の高潮を踏まえた対策が完了しております。黒の漁港整備事業につきましては、高潮対策や樋門の改修は完了しております。

水色の河川事業でございますけれども、引き続き、町なかでの河川改修に取り組み、流下能力向上のための河川掘削にも併せて取り組めます。

また、河川の流下能力の向上に合わせまして、緑色の部分でございますけれども、宇城市がポンプ場を整備し、内水対策を行います。

また、グレーで囲っております排水機場につきましては、国営で2基の設置に取り組めます。

先ほど6ページに関係してございましたけれども、28ページの参考で書いておりますとおり、瀬戸内海における栄養塩に関する取組について、併せて御報告させていただきます。

令和3年6月の瀬戸内法改正で栄養塩類管理制度が創設され、令和4年10月に兵庫県が栄養塩管理計画を策定されました。内容は、全窒素が、県条例の下限值0.2を下回るおそれがある海域を対象に、栄養塩類の供給を目指すというものでございます。

6ページにもう一度お戻りいただけますでしょうか。この6ページのとおり、本県では0.2というこの兵庫県の基準下限値を、有明海、八代海ともに超えておるという状況にございます。

また28ページにお戻りください。

兵庫県におきましては、既に実施済みの下水処理の季節別運転に加え、計画で新たに位置づけた工場の栄養塩類増加措置の実施に向けて取組を進められております。今後、増加措置実施による影響等につきまして、引き続き兵庫県から情報収集を行ってまいります。

環境立県推進課は以上でございます。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

30ページをお願いいたします。

アサリ等の水産資源回復等による漁業の振興の①干潟等の漁場環境改善のための事業の充実の有明海につきまして、まず、現状・課題といたしまして、頻発する豪雨災害などによる水産資源の生息環境の悪化が挙げられます。干潟域では、覆砂等による底質改善の効

果が見られますが、食害への取組が必要となつてございます。浅海域でも、食害に対する藻場の保全、拡充が必要な状況でございます。

2の取組の方向性についてでございますが、干潟域では覆砂等、浅海域では藻場の造成を実施するとともに、漁業者等による食害生物の駆除などの取組を支援してまいります。

31ページは、4年度の実績と5年度の予定になります。

①の干潟域では、4年度に続き、5年度も熊本市及び宇土市で覆砂を実施する予定でございます。

②の浅海域では、4年度に続き、5年度も天草市及び苓北町で海藻繁茂調査を実施する予定でございます。

③は、漁業者等の取組への支援でございます。

4年度に続き、5年度も干潟や藻場の保全を支援する予定でございます。

32ページをお願いいたします。

八代海についてでございます。

現状・課題といたしまして、有明海と同様、水産資源の生息環境の悪化や北部海域での淡水化等が挙げられます。

2の取組の方向性につきましても、有明海と同様、覆砂や藻場造成等の漁場整備、また、漁業者等による漁場保全の取組を支援してまいります。

33ページは、4年度の実績と5年度の取組予定でございます。

①の干潟域では、4年度に続き5年度も、宇城市、氷川町、八代市で稚貝の生息密度調査を実施いたします。

②の浅海域では、4年度に八代市及び水俣市で、5年度には、芦北町、津奈木町及び天草市で藻場造成を実施する予定でございます。

③の漁業者等の取組への支援につきまして

も、有明海と同様、干潟や藻場の保全を支援してまいります。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

34ページをお願いします。

(3)アサリ等の水産資源回復等による漁業の振興の③栽培漁業及び資源管理型漁業の推進、有明海です。

1の現状・課題等ですが、有明海の主要な水産資源については、有明海沿岸4県と国が協調し、漁場環境の改善や増殖技術の開発、漁獲サイズ等の制限などの資源回復の取組を推進しております。特にアサリにつきましては、早急な資源回復に向け、稚貝を保護する網袋や被覆網の設置などの取組を進めており、対策を行った漁場では、多くの稚貝の発生や高い生残率が確認されております。

また、熊本県産あさりを守り育てる条例に基づき、アサリ資源の保全、回復に向けた集中的な取組を推進しております。

2の取組の方向性ですが、引き続き、アサリをはじめとした資源の早期回復に向けた取組を進めるとともに、クルマエビ等の共同放流など、栽培漁業を推進することとしております。

下の3、令和4年度の取組実績及び令和5年度の取組予定ですが、

①、②のアサリの資源回復については、各漁場で効果が見られる稚貝の着底促進の保護の取組など、早期回復に向けた取組を推進していきます。

③、④の共同放流につきましては、計画的にマダイ、ヒラメ等の種苗放流を推進するとともに、効果的な放流技術の開発に取り組むこととしております。

⑥の熊本県産あさりを守り育てる条例に基づくアサリ資源の回復の取組につきましては、指定した区域でのアサリの増殖試験や稚

貝の保護対策などの取組を推進してまいります。

36ページをお願いします。

④栽培漁業及び資源管理型漁業の推進、八代海です。

1の現状・課題等についてですが、八代海では、マダイ、ヒラメなどの計画的な共同放流による栽培漁業を推進しております。特に、八代海特産のアシアカエビやキジハタの放流魚種の開発や、エビ類の共同放流体制の整備を進めております。また、アサリの資源回復に向けた漁場環境の改善や、母貝団地の造成などの取組を推進しています。

こうした取組により、さきの豪雨の影響で減少したアサリは、被覆網による保護対策が進んだこともあり、漁獲につながっております。

2の取組の方向性としては、種苗放流による栽培漁業や資源管理型漁業の推進、アサリ資源の早期回復に向けた取組を進めてまいります。

下の3、令和4年度の取組実績及び令和5年度の取組予定ですが、

①、②の共同放流については、計画的な種苗放流や放流技術の開発に取り組めます。

③の八代海でのエビ類の共同放流については、沿海市町と漁協等が連携した効果的な共同放流を推進します。

④、⑤の資源管理については、漁業法改正に伴い、資源評価に基づき、漁獲量を管理する新たな資源管理の取組やアサリ資源の早期回復に向けた取組を推進することとしております。

38ページをお願いします。

⑤持続的養殖漁業の推進、有明海です。

1の現状・課題等についてですが、ノリ養殖においては、近年の高水温や病害に対し、海域の環境変化に対応した養殖スケジュールや酸処理剤の適正使用、高水温に強い優良品種の開発に取り組んでおります。

ノリ養殖は、全国的に厳しい状況にありますが、本県生産者におかれては適切な養殖管理に取り組みられておまして、1経営体の生産枚数、金額は増加しております。

また、令和5年1月の暴風により、ノリ網や養殖支柱などに約4億円の漁業被害が発生しております。

令和4年の生産状況については、生産枚数7億7,000万枚で、前年比78%と減少しておりますが、全国的に生産不調が続く高値で推移したことから、生産金額は140億3,000万円と前年比120%となっております。

2の取組の方向性ですが、引き続き、ノリの安定生産に向けた取組を推進してまいります。

下の3、令和4年度の取組実績及び令和5年度の取組予定ですが、

①の漁場環境に適応した養殖環境スケジュールや養殖管理につきましては、県漁連等と連携し、栄養塩の調査等を行い、漁場環境や生産状況に応じた養殖管理の取組を推進してまいります。

②のノリの酸処理剤については、漁場の巡回指導を行い、適正な使用や使用量削減を推進してまいります。

③のノリの優良品種の開発については、高水温に強い品種の養殖試験を行うなど、優良品種の作出試験を進めてまいります。

40ページをお願いします。

⑥持続的養殖漁業の推進、八代海です。

1の現状・課題等についてですが、魚類養殖については、持続的な養殖業を推進するため、漁場環境に配慮した養殖を推進するとともに、赤潮被害の防止対策や巡回指導による疾病対策に取り組んでいます。

昨年7月に発生したカレンア赤潮による漁業被害は、トラフグ、シマアジ、マダイなど養殖魚介類や天然魚のへい死、10億円を超える被害金額となっております。

また、ヒトエグサやマガキなどの養殖技術

の開発や養殖試験に取り組んでいます。

2の取組の方向性についてですが、漁場改善計画の着実な実施や赤潮被害の防止対策、藻類、貝類の新たな養殖技術の開発等に取り組んでまいります。

下の3、令和4年度の取組実績及び令和5年度の取組予定ですが、

①、②の養殖管理については、漁場改善計画の着実な実践や漁場環境の改善への指導を行うとともに、水産用医薬品の適正使用など、安全な養殖生産に向けた取組を推進します。

③の昨年カレンニア赤潮に被害を受けた養殖については、へい死魚処理や中間魚の支援、また、赤潮に強い持続的な養殖生産体制構築のため、新規漁場の調査の取組を支援してまいります。

今後、赤潮被害に対しては、関係者が連携した赤潮情報ネットワークによる赤潮の早期発見と被害防止対策を推進します。

④のマガキや藻類養殖については、安定生産に向けた養殖技術の普及に取り組んでまいります。

水産振興課は以上です。

○堀田水産研究センター所長 水産研究センターです。

42ページをお願いいたします。

再生に向けた調査研究の充実でございます。

まず、現状・課題についてですが、定期的な海況観測やノリ養殖漁場の栄養塩調査、アサリやハマグリの子息状況調査等とともに、天草市や養殖組合等と連携し、赤潮の早期発見と迅速な情報発信等を行い、養殖業者等の赤潮対策に対する支援を行いました。

③では、国や大学、関係県等と共同研究、研究成果等の情報交換、関係機関とのデータベース構築への参加など、効果的、効率的な調査研究に取り組んでまいりました。

2の取組の方向性ですが、引き続き国や大学等の研究機関との役割分担や情報共有を図り、連携して、有明海・八代海の再生に向けた調査研究に取り組んでまいります。

次のページをお願いいたします。

令和4年度の主な取組実績及び令和5年度の取組予定についてです。

まず、アサリ、ハマグリ等の重要二枚貝等については、分布状況や、国や有明海沿岸3県と協調した浮遊幼生の発生状況等を把握し、資源管理に資するよう取り組んでまいりました。

また、赤潮被害軽減のため、モニタリング等の結果のSNS等を活用した速やかな漁業関係者への情報発信に加え、餌止め等の対策を指導してまいりました。

さらに、大学等と共同で八代海のタチウオやカタクチイワシの移動生態の把握のため、耳石等の元素分析を行うほか、環境変化に対応したノリ養殖品種の選抜試験を行いました。令和5年度も、これらの課題に引き続き取り組んでまいります。

水産研究センターは以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

44ページをお願いいたします。

上流から下流まで連携した海洋ごみ等対策の推進の①海洋ごみ対策につきまして、現状・課題としまして、近年、豪雨等が頻発し、大量の海洋ごみが漂流、漂着し、漁業活動への影響等が生じておりまして、今後も懸念されてございます。

2の今後の取組の方向性につきまして、漁業活動に支障となる漂流ごみ等を回収、処分し、白川の河口域では、流入ごみ対策としてフェンスを設置いたします。また、海岸の漂着ごみについても、各海岸管理者により回収、処分をいたします。

45ページは、4年度の実績と5年度の予定

になりますが、①の漂流ごみにつきましては、4年度は、漂流ごみ等の回収、処分や白川河口域に漂流物対策フェンスを設置いたしました。5年度も同様に取り組んでいく予定でございます。

②の海岸の漂着ごみにつきましては、4年度は、各海岸管理者で回収、処分をいたしました。5年度も、関係機関で連携し、回収、処分に取り組んでまいります。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○鈴循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

46ページをお願いいたします。

②の海洋プラスチックごみ対策についてです。

1、現状と課題につきましては、1つ目のポツですが、海洋プラスチックごみの多くは陸域から流出したものであり、流れ出る前の効率的な回収が必要でございます。

2つ目のポツで、消費者、農業、漁業由来があり、発生源に応じた流出防止策が必要なこと、3つ目のポツで、プラスチック資源循環促進法の施行があり、市町村での分別回収、リサイクルの一層の促進が必要になったことを挙げております。

2、取組の方向性につきましては、くまもと海洋プラスチックごみ『ゼロ』推進会議からの提言を踏まえ、回収、排出抑制、リサイクルの3つの柱に取組を進めることとしております。

47ページをお願いいたします。

令和4年度の実績と5年度の実績予定でございます。

①は、陸域、海域での回収強化の取組です。

令和4年度は、市や町における海洋ごみの回収、処分のほか、発生抑制の対策を支援しています。令和5年度も、引き続き支援を行ってまいります。

②は、排出抑制の取組でございます。

令和4年度は、農業、漁業団体と連携した啓発事業や、菊池川下流域周辺での調査を実施しました。令和5年度は、飲食店等に対して、プラスチック代替製品の導入に向けた啓発等にも取り組んでまいります。

③は、分別回収・リサイクル促進の取組です。

令和4年度は、市町村におけるプラスチックごみ分別回収を支援するとともに、リサイクル製品の認証を行いました。令和5年度も、引き続き市町村への支援を行ってまいります。

循環社会推進課は以上でございます。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

48ページをお願いします。

(6)諫早湾干拓事業に係る対応の①諫早湾干拓訴訟をめぐる状況についてです。

1のこれまでの開門をめぐる司法判断につきましては、5年間の排水門の開放を命じる判決と開門の差止めを命じる相反する司法判断が示されておりました。

2の開門をめぐる動きですが、昨年3月25日に、福岡高裁での差戻し審で、国の主張を認め、非開門との判決が出されましたが、漁業者側は、判決を不服として最高裁へ上告されておりました。そして、今年3月1日に、最高裁は、開門を求める漁業者側の上告を棄却しています。これにより、これまでの相反する司法判断が、国の主張を認める非開門で統一されております。

3の今後の方向性についてですが、県としては、今後の状況を注視するとともに、有明海再生の取組が前進するよう、県漁連などの関係団体や国と連携しながら取り組んでまいります。

水産振興課は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

50ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生に向けた県計画に関する令和5年度の事業でございます。

トータルでございますけれども、令和5年度のトータルが約203億円と、昨年度、一番右側に昨年と書いておりますけれども、166億円に対して37億円ほど増加しております。主な増加は、河川事業が大体25億円ほど増加しておるといところでございます。

以上でございます。

○緒方勇二委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

質疑をされる方は、ページ番号を言って…

○西村尚武委員 41ページと43ページで赤潮の件が出ています。冒頭の部長挨拶で、昨年7月には八代海において発生したカレニア赤潮により養殖魚が大量にへい死し、過去2番目となる約20億円の漁業被害が発生したと。

また、先週には八代海でシャットネラ赤潮の警報を発令したとなっておりますが、毎回私質問するんですが、今現在、調査研究をしているという話が結構出ています。今回、あまり出てなかったですけども、その中で、その調査研究の進捗というか、その辺がもし分かれば話していただきたいと。

○堀田水産研究センター所長 水産研究センターです。

赤潮につきましては、これまでも御報告しているとおり、過去から、国、それから全国の関係県等も含めて、調査研究が進められているところです。

これまで様々な調査研究の中で、例えば、粘土の散布を行うことで一定の種類の赤潮に

は効果がある、あるいは早めの餌止め等を行うことで魚の生残が向上する、そういったところについては、実際に現場でも活用されてきているところです。

それ以外にも、例えば、現在やられているようなところでは、赤潮の早期発見に向けて、今まで県が主体となって、あるいは養殖組合と連携して取り組んでまいりましたが、今年度、漁業者の方々と連携して取り組む体制も整えてまいっております。

しかしながら、赤潮の原因究明につきましては、まだまだ情報が不足しておりまして、特に、昨年度被害が出ましたカレニアにつきましては、本県での被害報告が過去1～2件程度ということで、まだまだ情報の収集が十分なされておられません。

引き続き情報の収集をしながら、いかに早く発見して対策を打っていけるか、また、具体的な対策としてどのようなものがあるかということは、引き続き、県それから国、関係県と連携して研究を進めているという状況で、今のところ、これといって進捗が大幅に進んだというものがないのが現状です。大変申し訳ございません。

○西村尚武委員 なかなか難しいというのは私も理解しています。そういう中で、産官学ですか、そういう部分で手も入れられていると思うんですが、今、漁業者側のその対応策とすれば、もう保険しかないんですね。昨年の20億円ぐらい共済保険が出た赤潮被害のときは、粘土まで足りなくなったような話も出ていますし、これは市の問題ですけども、へい死した魚の処理問題、これはまた市のほうで対応していただきたいと思っておりますけれども。その共済保険もなかなか、大体かけれぬ人もおると。

最近私が聞くには、もう今度赤潮が発生したら、これは一部ですが、廃業するしかないなというような話まで聞こえてくるもんです

から、その辺もぜひお願いをしたいなと思っていますし、あとは、これは、今日に関係ないのかもしれないですけども、共済保険の中身、これも養殖組合のほうでちょっと検討しますということも私も聞いていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

昨年のカレニア赤潮につきましては、委員おっしゃるように、19億を超える被害が出ておまして、県としましては、早急に経営の安定的な生産のために、中間魚の導入支援、それから市町村が行われます、へい死魚の処理につきましても支援をしまして、市町と連携して適切な対応に取り組んできたところで、併せまして、次回のもしも発生した場合に備えまして、粘土を大分使いましたので、そういった粘土の凝固材、それについて支援をしてきたところです。

昨年、国の補正予算を使いまして、現在、持続的な養殖生産体制構築のために、早期の発見のためのネットワークという形で、より綿密な調査をできるような体制に向けて今取組を進めておるところでございます。あと、併せて、被害が少ない漁場の開拓とか、そういった取組を現在進めているという状況でございます。

あわせまして、共済につきましては、やはり今回被害が出た場合に一番やっぱりどうしても養殖共済に入っていただくということがやはり必要となりますので、県としましては、これまでも加入の掛金の補助とか、そういったところを支援しておまして、引き続き推進していきたいと考えているところです。

○西村尚武委員 今説明いただきました。

粘土、みょうばんを入れて粘土をまく、これは最近、14日前ですかね、そのときは効果

があったというふうに私も聞いております。そういう後追いじゃなくて、根本的な部分になかなかできぬのかなというような歯がゆい思いをしておまして、それはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

コロナ前で養殖業は右肩上がりになりつつあったのが、コロナでちょっとまた落ち込んで、今度赤潮が出たらもう大変なことになるなど。また、7月が控えていますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○緒方勇二委員長 よろしいですね。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

関係市町、それから、海水養殖漁協をはじめとしました漁協と連携して、そこをしっかりと対応できるように取り組んでまいりたいと思います。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○岩下栄一委員 冒頭に委員長が、森と海は恋人というような表現をされまして、そのとおりだと思いますけれども、森の栄養は海、豊かなもてなしで豊かな海を形成しているということは言うまでもない。しかし、陸上からいろいろ流れていくものが海洋を汚染しているということもまた大きな事実であります。

そこで、この森林整備というのは本当にそういう意味では、豊かな海をつくるには必要欠くべからざるものでありますし、また、陸上から流れ出る農産物関係の肥料とかそういうものは、海を汚染する張本人であるということも言えると思いますけれども、海と山が本当にもとに、海も生きる、山も生きる、森も生きるというふうな自然環境が一日も早く達成できればすばらしいなと思います。ちょ



っとここで私勉強不足で知らぬもんですからお尋ねしますけれども、赤潮の中で、赤潮も結局は栄養でしょう。カレニア赤潮とシャットネラ赤潮という言葉が冒頭の部長のお話の中にありましたけれども、これはどういうやつですか、横文字は。カレニア、シャットネラ……。

○堀田水産研究センター所長 水産研究センターです。

シャットネラとカレニアの違いということでしょうか。

○岩下栄一委員 そうですね。簡単に説明してください。何物かということですよ。

○堀田水産研究センター所長 シャットネラ属というものが過去に大きな被害、それから、昨年度、カレニアミキモトイというものが大きな被害を及ぼしております。

シャットネラ属につきましては、場合によっては数十細胞からでも被害を及ぼすということで、カレニアよりも毒性が強い種類ということになります。

それと、カレニアにつきましては、これまでの他県の情報等も含めまして、発生初期に海面の表層ではなくて、やや深い5メートルとか10メートル層で発生、増殖が始まるというそういう特徴がある。それと、日周運動といいまして、昼間は表層付近、夜は30メートルぐらいまで、海底付近に下りていくということと、海底付近で栄養を活用できるという特性があるということが知られております。

○岩下栄一委員 何物ですか、これは。

○堀田水産研究センター所長 これは全部植物性プランクトンでございます。赤潮の種類というのは多種ございますけれども、その中でも特に、カレニア、それからミキモトイや

シャットネラ属といったものは、非常に要注意すべき赤潮原因のプランクトンということです。

○岩下栄一委員 分かりました。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○岩下栄一委員 はい。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑。

○荒川知章委員 先ほど、41、42、43で赤潮の保険の話が出ましたけれども、3年魚に関しては結構入っていらっしゃる方もいらっしゃいましたけど、1年、2年で入ってない方がいらっしゃって、そこで被害が結構大きかった方もいらっしゃるんですけど、この令和4年7月の赤潮以降の保険の加入状況というのを教えていただいていたいいですか。

○渡辺水産局長 県の漁業共済組合に確認しましたところ、昨年加入されていなかった養殖業者の方も新たに加入されているということで、昨年より加入状況が非常によくなっているというふうに聞いております。最終的な数字については、6月、7月以降ぐらいに数字が出てくるというふうに聞いております。

以上です。

○荒川知章委員 ありがとうございます。

市町村によっては、その保険の加入のちょっと補助的なのをされているところもあると伺ったんですけども、原因が究明できるまでは、なるべくこの保険のほうを加入いただけるように、またよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○渡辺水産局長 委員御指摘のとおり、赤潮というのはプランクトンの異常増殖という自

然現象でもありますので、それに備えるというところが一番大切であるというふうに考えております。引き続き共済の加入について一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○荒川知章委員 ありがとうございます。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○荒川知章委員 はい。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○岩田智子委員 47ページなんですけれども、ずっとやっぱり海洋プラスチックごみ対策とかに取り組んでおられて、例えば、その排出抑制というのは、私もすごく大事だと思うんですね。

それと、リサイクル分別回収の促進というところが書いてありますが、市町村等によるプラスチックごみの分別回収が拡充するように昨年度も説明会などを行っているということで、拡充をされているのかどうか、市町村でごみを分別するというような取組が進んでいるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○鈴循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

今委員から御質問がございました市町村の分別回収の進捗度合いなんですけれども、例えば白色トレイ、あれなんかも、支援等もございまして、今年度も補助を使って取り組もうという団体が2団体ほど増えるというふうな状況でございまして、今のところそのような動きがないところが、県内はあと2団体というような状況になっております。時間は少々かかっておりますけれども、少しずつは進んでおるかと思っております。

○岩田智子委員 毎回、こういう文言で取り組んでいるというのが書いてありますので、ぜひその2団体が、また、きちんと取り組めるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

○鈴循環社会推進課長 承知いたしました。

○岩田智子委員 あと、だから、リサイクルというのはとても大事なんですけれども、リサイクルするのにもCO<sub>2</sub>が出ると思うので、やっぱり排出抑制というのが一番大事なというふうに私も思ひますので、しっかり取り組んでいただきたいと思ひます。

以上です。

○緒方勇二委員長 要望ですね。

○岩田智子委員 はい。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山口裕委員 48ページ、一定の結果が出た裁判なんですけど、その中でも、佐賀県の知事におかれては、この確定判決を聞いて、法治国家なのかという評価をされたと記憶しております。

基本的に熊本県の考え方、知事のコメントとして、有明海の再生をしっかりと進めていくということが必要だということは評価できるところでありますけど、やはり有明海に関係を持つ多くの県が協調してやっていくことが重要だと思っておりますので、今の時点での行政の考え方を聞かせてください。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

今委員おっしゃってましたように、今回、開門調査をめぐる司法判断と最高裁判決とい

うものはやはり重く受け止める必要があるということで考えております。また、やっぱり有明海の海域環境の変化という原因究明についても必要ということになりますけれども、ただ、有明海の再生というのは一層進めていく必要があるということで、今現在、沿岸4県と国と連携しまして、有明海再生に向けた取組を進めております。

そういった取組をさらに一層進めていくという必要がありますので、そういう取組も、しっかり地元漁業団体、それから国と連携しながら進めていきたいと考えております。

○山口裕委員 佐賀県にも様々な事情があるんでしょうし、そういったことも含めての御発言だということも一定程度理解せぬでもありませんが、熊本県としては、再生を第一義に、佐賀県の考えもちょっとは取り入れながら、うまいこと、令和8年の最終報告に向けて取組をやってほしいと思いますし、有明海の再生はずっと続けていかなければいけない事柄だと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

あと一点、よろしいですか。

昨年から、緑川において、我々の提言に基づいた動きをやっていただいております。27ページ、上流域から干潟域への砂供給について、大学等と連携して実証事業をされていらっしゃるんですけども、このことについて、状況等について教えていただければと思います。

○吉澤環境立県推進課長 提言にもいただいておりますとおり、上流からの砂の供給ということについて、一昨年度から研究として具体的な取組を行っております。

昨年度末、緑川漁協に対しても、こういうような取組をしたいということで御相談に伺いまして、漁協からも、そういった取組は必要だと。ただ、山から海だけじゃなくて、先

ほど委員長からも話がありましたとおり、流域全体にその効果が広まるように取組をお願いしたいという御注文をいただいておりますので、そういった意識も持って今後取組をしなければならぬと思っております。

今後、国と協議をしまして、上流側の砂供給を受けて、実証事業ということを下流でさせていただきたいというふうに今調整を行っているところでございます。

以上です。

○山口裕委員 基本的には、漁業者の御意見、そして、河川の状況、地域の状況、堆砂する砂礫等をどうやって処分というか、片づけるかという課題等も含めて、今できる必要性の高い事業をやっておられるんだろうなということは十分理解しますので、早く結果を出していただいて、その上でその再生につながる一つの方策だということを声高に言っていただける環境をつくっていただければと思っております。要望しておきます。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○末松直洋委員 ページ6と、ページ28の栄養塩、全窒素と全リンと書いてありますが、アサリ貝が様々な施策によって増加傾向にあるということですが、6ページの全窒素の経年変化ということで、平成17年は0.3を超えている、であります。その下のページの右上のグラフにおきましては、平成14から18年ぐらいは、アサリ貝はずっと増えております。

そこで、ちょっと質問をしたいのが、この兵庫県が0.2を下回ったら、栄養塩を高める工場の排水とかを上げるということですが、この数値の設定というのは国でされているのかどうか1点。もう一点は、工場で

兵庫県が栄養塩を増加するためにされるということですが、これは、下水処理場でも、例えばそういう数値を上げることが可能なかどうか、この2点についてお聞きしたいと思います。

○吉澤環境立県推進課長 まず1点目の0.2というのは国が定めているのかということですが、これは、法律の範囲内で兵庫県が定めた基準でございます。

2点目の下水処理場で栄養塩を供給することができるかですが、この点につきましては、実は、熊本でも荒尾市と熊本市の下水道で、地元の漁協等の要請を受け、これは主にノリ関係ではございますけれども、要望を受けて季別運転という形で実施をされております。具体的にもう実際できるということでございます。

○末松直洋委員 最初の質問の0.2というのは国の設定数値じゃないということ、あまり上げ過ぎると環境を悪化させる。今回、兵庫県の取組を注視されているということですので、どれぐらい上げたらいいのかというのは、なかなか分かりにくいでしょうけど、ぜひ注視していただきたいと思います。

そして、2点目の下水処理場で上げられるということですので、ぜひ兵庫県の取組を参考にさせていただきたいと思います。

もう一点いいでしょうか。

29ページの八代海湾奥は私の地元ですが、海岸堤防とか、しゅんせつ、そして排水機場の取組方針などをしていただいていることは本当にありがたく思っております。

なぜあそこに泥がたまりやすいかといいますと、やはり現場を見とって、川から流れてくる土砂はあんまりないみたいだと。やっぱり海のほうから押してきて、大野川の宇城市役所の横のしゅんせつもしていただきました。浅井手川は宇城市のほうからしていただ

いたけれども、もう2～3年したら、元の土砂がたまっているような状況でありますので、これは抜本的な対策をするためには相当大きな施策が必要かと思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

今委員がおっしゃったように、土砂がたまる要因というのは、私たちも環境省のコンサル担当の方々と意見交換をさせていただく中で、今おっしゃったとおり、川からの流入というよりは、潮が引くときに、シルト分を残していつているということが主な要因ということ、話がございました。まさにそのとおりでございます。

なかなか抜本的な取組ということは難しいところではございますけれども、シルト分が残っているものをいかに流すかということが、やっぱりどうしても大事だということで環境省の関係者も話をしておりましたので、今行われているようなフラッシングだったりとか、これを続けながら経年的にどうなっていくかという、これをしっかりと押さえていく必要があるのかと思っております。

○末松直洋委員 なかなかフラッシングじゃ出ていかないんですね。やはり河川にたまった土砂は、数年に1回のしゅんせつをしないと、なかなか解決していかないと思いますので、ぜひそこら辺、河川課のほうもよろしくお願いいたします。

○仲田河川課長 河川課でございます。

委員御指摘のとおり、河川に対する掘削の要望というのは非常に強いというふうに向っております。特に、洪水時に河積をしっかりと確保することによって、洪水に対する災害等を防ぐという大きな目的でございますので、河川の掘削につきましては、維持掘削になりま

すけれども、たまったものについては、すぐ土砂を取るということをこれからも心がけてまいりたいというふうに思っております。

○末松直洋委員 ありがとうございます。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○末松直洋委員 以上です。

○坂田孝志委員 今のは、河川は河川でいいけど、海のみお筋のしゅんせつですよ。満ち潮が強いですよ、引き潮よりも。だからたまるから、だからたまらないように、やはり少しでもそれに手助け、引き潮をしやすいように海のみお筋しゅんせつですよ。これは全然進んでないでしょう。かれこれもう何十年、そこの研究というか、やろうというところは、これまでもいろいろやってきたけれども、海岸べたば。耕地課や土木や水産や何やかや、海の中のことでしょう。国と何かそこら辺の協議は進んでるんですか。

○吉澤環境立県推進課長 海のみお筋のことを宇城市が心配されておるということで、私たちも要望の中で、まずは、環境省のほうに、どのような今後の見通しなのかということをもまず示してくれと。そして、それを受けてどう対策をすればいいかということも、その次の段階で協議していこうというような話を宇城市とは、今させていただいております。

将来の見込みというものをまず押さえて次の対策をとということで、今地元とは協議しておるところでございます。また、環境省にもその旨、要望させていただいております。

○坂田孝志委員 いやあもう何年もこういう状況ですから、もういいかげんここら付近で、しっかりと見通し、皆さんおっしゃ

るように、活字でもう躍っているように、抜本的対策がとうとう進まぬですもん、どうもそのことは見いだすことできませんかね。

いわゆる、みお筋しゅんせつ、やたらたまっている所をしゅんせつですよ。堤防に擦り寄せて川から来るみお筋のところは掘る、そうすると、もうたまる所はたまる。あそこの三部会の方々の話も聞いていると、もう漁場の役割を果たしていない所には積み上げてもいいとおっしゃっているわけですから、そこら辺を見える化で、形として進むような方向で、宇城市との協議じゃないでしょう、これは。国との協議じゃないんですか。あらゆる部署が関わってますから、宇城市とやってやったんじゃ、それは先は知れたもんですばい。国がやっぱり関わってやってくれませんか。もう不知火干拓の出っ張りは国の要因ですから、あんなに出っ張ったから潮が引きにくくなったんですから、これは国が認めているんですから。ちょっともう少し力入れて、最近ノリや赤潮やアサリがあったから、そちらのほうに注力しなきゃならなかったから、あんまり話しておりませんでしたけれども、やっぱりそのことが一番大事だと思いますから。地元の末松議員、あるいは吉田議員あたりもいろいろ心配していると思いますよ。ぜひこれはしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがお考えですか。

○吉澤環境立県推進課長 冒頭の説明の中で、環境省の調査委員会が有明海の調査に来るという話をさせていただきましたけれども、事務方には残っていただいて、宇城市に実際、湾奥部、現場を見てほしいということで、状況説明に私も同行させていただきたいと思っております。そういう中で、宇城市とともに、環境省に対して、地元としての要望の話をしっかりさせていただきたいと思えます。

ただ、環境省ですから、どこまで事業と言

うことができるか、環境省が聞いて、どこの事業としてやるかという整理になってくるとは思いますけれども、まずは環境省にしっかり話をさせていただきます。

○坂田孝志委員 以前、関係省庁に押しかけて要望していましたから、そういう活動も、委員長の御判断で考えたらどうですかね。

○緒方勇二委員長 はい、分かりました。

国への要望に宇城市が8月の24日行かれて、防災対策の事業が主な要望だろうと思えますけれども、その中でもしっかりお伝えいただいて、その結果をまた皆さんで共有させていただきます。

○吉澤環境立県推進課長 はい、分かりました。

○緒方勇二委員長 ほかに。

○吉永和世委員 令和4年度ですか、アサリの産地偽装から始まって赤潮、そしてまた、暴風雪ということで、本当、県ができる最大限の支援をいただいたということで、これは感謝申し上げたいと思います。

今年はないようにしっかり、あったら対応していただきたいというふうに思いますが、有明海・八代海、本渡、天草というのはあるんですけれども、美しくて、豊かな海というのをしっかりと目指していくという大きな目標を持ってやっていただいているんだろうというふうに思いますが、やっぱり再生を図るためには、先ほど、水質環境と水産業と、それと、その海底の漁場環境と、あと、資源管理というのはしっかりと結びついた中でしか再生はできないのかなというふうに私思っています。しかし、環境課は水質をきれいにするという目標がありますし、水産は、水産で振興を図っていく、相反する部分も多

々あるのかなって感じがしてならないんですよ。

水がきれいであれば魚が増えるかといったら、そうじゃないということでしょうね。それは、瀬戸内海でやっているこの取組というのはまさしくそうでありますから、その関係性というのをしっかりとやっぱり熊本県としても、調査していく必要があるんだろうというふうに思うんですけれども、そこがまだ取り組まれてないような。荒尾と熊本、一部、ノリの部分で、法令基準を上限を超えない部分で対応しているということでございますけれども、八代海においても、そこら辺の対応はすべきじゃないのかなというふうに私は常に思っているんですけれども、そこら辺の考え方というのはどうなっているのか、お聞かせいただければと思うんですけれども。

○吉澤環境立県推進課長 先ほど荒尾と熊本市で季別運転の話をしていただきましたけれども、あれは、私が確認しているところでは、地元の漁協等からの要望を受けて、下水処理場の調整をするということをされたと聞いておりますので、同じく要望等を受けて検討を始めるのかとは思っております。

○森野水産振興課長 水産振興課です。

委員言われた栄養塩の問題というのは、非常に、確かにきれいな海での環境と、あとは、生物の生産につなげていくための環境ということで、栄養塩が多いのはいいのか、少ないかということありますけれども、栄養塩が多いと逆に増えるかといって、より影響のある赤潮の発生につながりますし、また、少ないとなると、ノリの藻類の養殖、そういったもののやっぱり成長に支障が出てくると。その中で非常に難しいところがございまして、やはり栄養塩についてはバランス的なものということで、それが非常に重要になるかと思っております。

そういった中で、それは人為的にコントロールというのは非常に難しいというところで、やはり水産資源についてできるところでの再生産につながる取組は、産卵の場とか環境の保全といったところで取組を今進めているというところでございます。

○吉永和世委員 非常に難しい問題ではあると思うんですね。しかし、これまで取り組んできたことが間違っているというわけじゃないです。その中で、水質に関しては、もうほぼ、ある程度達成してきているのかなというふうに思う部分もありますので、有明海の水質基準と八代海の水質基準というのは違いますよね、現実的に。

八代海の中でも、北部と南部は違うはずなんですよね、水質。そういう水質基準の違いの中でやっている現実があるので、水質としては、有明海のほうが基準は高いはずなんですよね。そんなに基準は低くなくて、ある程度の高い基準の中でやっている。八代海は、水俣湾はすごく基準が厳しい中でやっているわけですから、そういう中で水産振興をやれと言っている現実があるわけなんで、ノリにしたって、有明海と八代海では基準が違う中でノリ生産やっているわけですよね。だから、同じ環境ではないわけですから、そこで、八代海はノリの生産が減っているというのは、それは何か水質的な問題があるんじゃないですかという話になることもあるのかなという感じはするんですけども。そういったバランスというか、本当、そこをしっかりと熊本としてのバランスの基準というか、何かそういったものを見つけ出すというのも非常に大事なのかなという感じはするんですね。じゃないと、有明海・八代海の再生というのは非常に難しい部分があるのかなという感じがしてきますので、そこをちょっとぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふ

うに思います。

○緒方勇二委員長 よろしいですか、要望で。

ほかに。

○岩中伸司委員 今ずっと議論を聞いてまして、最後の最後に、諫早湾干拓事業問題について、知事のコメントがここに出してありますけれども。これは知事のコメントですから、ここでどうこうとはならないと思うんですが、有明海再生のためには、有明海の環境変化の問題云々ということで、あと、漁連とかいろんなところと相談をしていくということですけども、基本的には、諫早湾干拓事業は問題があつて、その開門というのを求めるというのが熊本県の基本的な考え方と理解していいんですか。ちょっと担当のところ

○森野水産振興課長 水産振興課です。

この開門調査につきましては、今年の3月に最高裁の判断が示されたということで、やっぱりそのことを重く受け止める必要があるという考えでございます。そういった中で、海域環境の変化と、いろんな手法があるところでございますけれども、そういったところの原因究明というのは必要と思っておりますけれども、ただ、それと併せて、当然もう有明海再生というのはもっと進めていかないといけないというところで、今取組を進めているというところでございます。

○岩中伸司委員 基本的には有明海の再生をするということのその原因追及については、いろんな問題があると思いますので、諫早干拓だけの問題ではないかとは思いますが、今おっしゃった気持ちは十分私も理解できるんですが、先ほど坂田委員から宇城の問題が出されたんですけども、そのとおりで

なあとつくづく感じたんです。この規模と諫早湾の規模というのはもう数倍違うと思うんですね。そういうところからすると、熊本県議会として、やっぱりそういうことを求めていく方向だなと。

諫早湾干拓事業については原因も明らかにさせる、最高裁の判決が出たんですけども、熊本県民としては、それはやっぱりいかぬなという思いを担当の方に求めてもいかぬですけど、私の思いとして、ここでちょっと言っておきたいと思います。

やっぱりきちんと開門調査をやっていないと、有明海、このまま疲弊してしまうのではないかということの思いです。これはもう私の思いですので、答弁は求めません。

○緒方勇二委員長 よろしいですね。

ほかに質疑は。

○坂田孝志委員 ちょっと非開門で、一つ司法の判断が下されたんですよ。いっぱいあるだろうな、下された以上は。やっぱりそれになりましたから、それを今さら開ける開けると、調査すると、また、先は進まぬですよ。なった以上は、それに基づいた中で新たな調査を求めるとか、水産振興に努めるとか、そっちのほうに今度は注力していきませんと。もう結果は出たんですよ。いつまでもそれを言っとって、水産振興、有明海の再生は成り立たなきゃ何にもなりませんから、そのために今度はみんなで、関係4県あたりと力を合わせてやっていくべきですよ。

意見であれば意見といたします。

○緒方勇二委員長 開門と非開門の2つがあって、ようやく一つの方向性がきちんと出たので、それをもって漁場の改善も含め、環境の改善も含め、しっかりそういう議論を深めてまいりたいと思いますので、委員の皆さん方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山口裕委員 先ほど吉永委員のことに関連するんですが、資源管理の観点というのがやっぱり重要だなというふうに思います。

熊本県に20数、資源管理計画があって、その中で、今ある資源をしっかりと再生産につながるよう守っていこうという観点があると思うんですが、なかなかこれは一度も整備したことはないと記憶しておりますし、また、国でのこの議論が始まった折に、評価委員会の中で、有明海や八代海にはどれくらい資源があるんだということを聞かれたときに、具体的な数字がなくて、漁業者のアンケートによったというふうに記憶しています。

昔は豊かだった、でも、今はそうではないという観点で、確か取りまとめておられたというふうに思っておりますので、もう一度国の漁業法の改正ですか、ここも踏まえつつも、資源管理について、もう一度より具体的な資源管理につながったのかどうか精査する必要がありますと思いますが、いかがでしょうか。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

委員おっしゃるように、いわゆる水産資源回復という手段で、稚魚の放流もそうですけれども、併せて、資源をしっかりと管理していくという取組もやっぱり重要ということで考えております。

これまでにつきましては、さっき言われたような資源管理計画の中で、取る期間とか取り方、それから休みをつくると、そういったところでの取組をしておりましたけれども、令和2年に漁業法の改正もございまして、しっかりと資源を評価して、その評価に基づいた漁獲量を制限していくと、そういう取組を進められております。

県としても、その取組を取り組んでいるというところでございますので、早期に、今委



員おっしゃったように、資源の評価をしっかりと、併せて管理をやっていくという取組を進めていきたいと考えているところです。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。

○吉田孝平委員 20、21、畜産課の件ですけれども、家畜の排せつ物は、多分全国的にも大変問題視されておりまして、堆肥化で再利用される場合もございますけれども、規模が大きい農家などは、かなり堆肥が余ってて、それを最終的に、余れば最終処分場とか持っていかれているのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。  
大きい農家でも堆肥化して耕種農家側に供給するというのを基本に、県としても進めていますけれども、大きいところが、例えば処理できなくて、それを廃棄物として処理しているという事例は、基本的に県内でそう聞いたことはないんですけど、例えば宮崎とかで、養鶏関係の堆肥については、焼却して売電とか、そういう肥料とか堆肥としてではなくて、ほかの用途で使っているという事例はあるというふうに聞いております。

以上です。

○吉田孝平委員 実は、その堆肥というか、排せつ物がたまって発酵して火がついたとか、そういう事例もありますので、どうかこの問題も、今から多分またさらに増えてくると思います。それぞれの農家の皆さん方も、どうか努力して、ただでも差上げて堆肥化させようという気持ちもありますけれども、なかなか難しい問題でございますので、県も、いろんな御意見聞いて解決に向けて努力していただくようお願いいたします。

○鬼塚畜産課長 堆肥の処理については、もうこれまでどおり、しっかりと農地還元等含めて推進をしていくという基本で県も取り組んでいきたいと思っております。いろいろ課題がある場合は県に御相談いただくということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○岩下栄一委員 先ほど、岩田先生から御指摘ありました廃プラスチックの大本を押さえるということはもう大事な認識だろうと思っておりますけど、なお一層市町村への協力、あるいは環境教育の中で、小中学生の環境教育に、プラスチックというのは腐らないんだよということをよく分からせて、なるべく削減していくというのが大事なことだと思います。不幸にして海洋に流れ出たプラスチックは、やがて外洋に出て、マイクロプラスチックになりまして、生態系に著しい悪影響を及ぼすということを考えますときに、なるべく出口でこれを抑えていくということは、これはもう非常に大事なことだと思うんですね。

したがって、今申し上げたように、市町村への協力、あるいは環境教育等を通じた世論喚起ということに力を注いでいかなければならないと思っておりますので、その点をよろしくお願ひしておきます。

○緒方勇二委員長 答弁よろしいですか。

○岩下栄一委員 よろしいです。

○緒方勇二委員長 なら、要望ということで。

ほかに質疑ありませんか。

なければ、終了いたします。

次に、2050年県内CO<sub>2</sub>排出ゼロに向けた

取組に関する件について説明をお願いいたします。

○吉澤環境立県推進課長 資料2をお願いいたします。

資料2の2ページから御説明させていただきます。

それでは、世界の平均気温ですけれども、一番上にありますけれども、20世紀後半に比べて約1.1度上昇しており、一方、熊本の平均気温は、100年で1.7度と世界を上回るペースで温暖化しております。今以上の対策を行わなかった場合、21世紀末の平均気温は、20世紀末に比べ、4度上昇するということが予測されております。

また、下に書いておりますが、気温上昇に伴う気候変動による被害が現実に現れ始めております。令和2年7月豪雨をはじめ全国で頻発する豪雨については、地球温暖化の影響があるというふうに言われております。

3ページをお願いいたします。

地球温暖化対策に係る主な動きでございます。

まず、一番上、世界の動きですけれども、2015年にパリ協定が成立しまして、1.5度以内に抑える努力を追求するとされております。また、新たに、本年度3月、国際機関の報告がありまして、このままでは1.5度を超える可能性が高いと、より対策を強化する必要があるという報告書も出ております。

日本ですけれども、真ん中の段ですが、2020年10月、当時の菅総理が、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを宣言され、21年10月に策定された国の計画では、2030年度に2013年度比で46%削減すること、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けるというふうにされております。

次、県の動きですけれども、国よりも10か月先駆けて、2050年、県がCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを知事が県議会で宣言されました。また、

2021年7月、第六次熊本県環境基本計画を制定しております。

具体的には、4ページをお願いします。

県の環境基本計画の内容でございます。温室効果ガスの削減目標を定め、4つの戦略を基に取組を進めております。

目標については、オレンジの枠囲みのように、2030年度に国が高みに挑戦するとしている50%削減を目指し、2050年度のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けて取組を進めております。

4つの戦略につきましては、5ページをお願いいたします。

右側に4つの戦略、左側にイメージ図を記載しております。

戦略の1、まず、省エネルギーの推進としまして、エネルギーの使用量自体を削減します。左のイメージ図の①省エネの部分でございますけれども、青の電気及び赤の化石燃料ともに省エネで削減させます。

次に、戦略の2、エネルギーシフトでございます。

化石燃料から、使用時にCO<sub>2</sub>を排出しない電気や水素、また、いわゆるバイオ燃料といわれるメタンやアンモニア、高純度BDF等への転換を推進します。左のイメージ図では、②の電化と同じく②の脱化石燃料化によって、化石燃料の使用を削減するというところでございます。

次に、戦略3の③電気のCO<sub>2</sub>ゼロ化です。

電化を徹底した上で、再生可能エネルギーの導入等により、発電時のCO<sub>2</sub>排出をゼロに近づけます。左のイメージ図の③の電気のCO<sub>2</sub>ゼロ化でございます。

最後に、戦略4、その他のCO<sub>2</sub>実質ゼロ化です。

左のイメージ図の4の部分ですけれども、戦略1から戦略3でも残ったCO<sub>2</sub>を森林吸収量の確保や、CO<sub>2</sub>の吸収や固定といった方法によって実質ゼロにするというものでござ

ざいます。

6ページをお願いいたします。

2020年度の熊本県の温室効果ガス排出量の報告でございます。

左下のグラフのとおり、2020年度の県全体のエネルギー使用量は、新型コロナにより外出自粛等もあり、2013年度以降、最少となっております。

一方で、温室効果ガスの排出量ですけれども、右側のグラフになりますけれども、2013年度比26.3%と、2019年度に比べ、0.5%増加しております。このエネルギーが減少しておるのにCO<sub>2</sub>排出が増えているというのは、赤字で要因と書いておりますけれども、九電の発電時のCO<sub>2</sub>排出割合が、原発の停止等により火力発電所を稼働させたというため、増加しておるというものでございます。

7ページをお願いいたします。

熊本県の部門別の温室効果ガス排出量ですけれども、左の折れ線グラフを御覧ください。

業務、家庭、産業、運輸の順に、2013年度に比べ、排出削減は進んでおりますが、黄色のグラフの家庭部門でございますけれども、前年度に比べて約1割増加しております。これは、新型コロナの影響で学校の休校、テレワークの増加等で在宅期間が延びたことが影響しております。

9ページをお願いいたします。

今から説明させていただきます項目と関係課を整理しております。関係課が複数ある項目については、太字で書いておる課が説明をまとめて行い、質疑は担当課で整理させていただきます。

再生可能エネルギーの導入関係は、議題3で、後ほどまた別途基本的に説明させていただくこととなります。

10ページをお願いいたします。

(1)温室効果ガスの排出削減に向けた部門別取組の家庭部門でございます。

1、課題・取組の方向性ですが、右のグラフを御覧ください。

2013年度に比べ、43.9%減少しておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、前年度から約1割増加しております。このため、上から3番目の矢印に書いておりますけれども、食品ロスの削減や省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの導入の促進に改めて力を入れる必要があると考えております。

また、一番下の矢印に書いておりますけれども、必要な取組が見える化ということで、県民の皆様にも具体的な取組を示していくということにも力を入れる必要がございます。

11ページをお願いいたします。

主な取組実績及び取組予定でございます。ポイントを絞って御説明させていただきます。

まず、食品ロスの削減推進事業でございます。

消費者教育のほか、てまえどり、食べきり運動、フードドライブ、食品ロスチェックなどの四つ葉のクローバー運動の取組を実施しております。

次に、2番目の二重丸ですけれども、住宅・建物の省エネ性能向上に向けた取組でございます。

令和5年度は、新たに断熱リフォームなどの効果的な取組方法を業界団体と連携して検討して具体的な方法が見える化することによって、住まいのゼロカーボンを促してまいりたいと考えております。

次に、一番下の県民ゼロカーボン行動促進事業でございます。

家庭でぜひ実践していただきたい取組、CO<sub>2</sub>削減効果やメリットが見える化したくまもとゼロカーボン行動ブックを作成させていただきました。

右側に1例を示しております。

これは一般質問の答弁でもございましたけれども、シャワーを1人1分間短くすると、

1年間でガソリンでは12リットルに相当するCO<sub>2</sub>の排出を削減することになります。また、水道代を含めて4,300円の節約になります。これは1人当たりですので、家族が多いと、2倍、3倍と増えてまいります。また、水道も年間4.4トンの削減というふうにそこに書いておりますけれども、ここは、一般質問でもお答えさせていただいたとおり、熊本地域全体では約400万トンを超える地下水の削減にもなるかと思っております。こういった取組を県民の皆様に具体的にお願いしてまいりたいと考えております。

12ページをお願いいたします。

産業・業務部門でございます。

1の取組の方向性としましては、右のグラフのとおり、電化が進んでいる業務部門につきましては、約46%削減と進んでおまして、電化が進んでいない産業部門は20%の温室効果ガス削減にとどまっております。この両部門で県内排出量の約50%を占めておりますので、今後さらに、省エネルギーやエネルギーシフト、再生可能エネルギーの導入等をお願いしていく必要があると考えております。

また、黒丸の下から2番目の黒丸に書いておりますけれども、国際的な企業では、原材料の調達、製造、販売に至るサプライチェーン全体で温室効果ガス排出ゼロを求める動きが加速しておると聞いております。一方で、半導体関連企業の集積等により、今後、県内のCO<sub>2</sub>等の排出量の増加が懸念されるところでもございます。国際的な動き等を踏まえながら、県内企業や国、電力会社等と連携して、CO<sub>2</sub>削減に向けた検討や課題解決等に力を入れていかなければならないと考えております。

13ページをお願いいたします。

主な取組実績と取組予定でございます。

産業ゼロカーボン連携促進事業でございますけれども、県内企業と協議の場を設け、課

題解決の具体策をともに検討しております。この中で出てまいりました大企業の効果的な取組を中小企業へフィードバックできるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、次の事業活動計画書制度に基づく排出削減でございますけれども、令和4年度に、事業所全体の排出量だけではなく、どこから排出しているかというようなその設備や燃料、それと排出している設備の更新時期等を計画に加えて報告していただく制度に改正しました。

令和5年度は、制度改正内容を周知しまして、事業者の方々が自ら何が課題かということ認識していただいて、確実に省エネ設備へ転換していただくように促してまいりたいと考えております。右の図を書いておりますけれども、これは設備の更新で、灯油式から電気式のヒートポンプに更新したところ、九電の試算では、約60%のCO<sub>2</sub>が削減されたという例を示しておるところでございます。

続きまして、下から2番目の星印ですけれども、そのような新たな設備の導入には資金的なものが必要になりますので、くまもとゼロカーボン資金による設備資金の支援で中小企業等への融資、資金繰り等によって再エネ設備の転換を促していきたいと考えております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

運輸部門の取組でございます。

現状と取組の方向性でございますけれども、右のグラフのとおり、運輸部門の温室効果ガスの排出量は、2013年度に比べて7.8%の減少となっております。排出量のうち、大体9割が自動車等のガソリン及び軽油によるものですので、下に丸で書いておりますように、エコドライブや公共交通機関や自転車への転換、菊池南部地域での渋滞対策や空港アクセス鉄道に向けた取組、電気自動車等の次世代自動車への転換、CO<sub>2</sub>が増加しないカ

ーボンニュートラル燃料の推進といったことに力を入れる必要があると考えております。

15ページをお願いいたします。

主な取組実績及び取組予定でございます。

2番目の菊池南部の渋滞緩和対策でございますけれども、令和4年度にセミコンテクノパークでの1日ノーマーカーデーを実施し、令和5年度は、セミコンテクノパーク周辺での通勤バスの実証運行を行い、渋滞対策の効果等を検証するというところでございます。

続きまして、自転車通行空間整備事業でございますけれども、舗装の補修や矢羽根、そこに写真で載せておりますけれども、ここを自転車が通行するというような矢羽根をつくる設置数等によって、自転車の交通環境を整備しております。

最後に、中山間地域における電動マイクロバスの実証事業と書いておりますけれども、これは、環境省の支援で、熊大、球磨村と連携して、球磨村のスクールバスに電動マイクロバスを導入する実証事業を行っております。

説明は以上でございます。

○鈴循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

16ページをお願いします。

廃棄物部門についてです。

1の課題と取組の方向性につきまして、1つ目の丸ですが、2020年度の廃棄物部門の温室効果ガスの排出量は約103万トンで、県全体の9.7%の状況です。

基準年度より増加しているのは、エアコン等の冷媒として使われる代替フロンによるものですが、2つ目の丸にありますように、近年、法改正等が行われ、生産量、消費量は減少が見込まれています。今後は、使用後の機器や製品から代替フロンの回収を徹底していくことが必要であり、フロンの回収の推進と回収指導を行います。

また、3つ目の丸にありますように、資源をリサイクルすることで廃棄物を削減し、二酸化炭素の削減を進めることが必要です。リサイクル製品の認証や周知、リサイクルに関する施設整備への補助、また、プラスチックごみのリサイクルに向け、市町村による分別回収等への取組支援などを挙げております。

次に、17ページは、令和4年度の実績と5年度の実績でございます。

一番上、フロン類対策事業として、令和4年度は、フロン回収に係る制度の周知やフロン回収業者への指導を行いました。5年度も、引き続き行ってまいります。

また、2番目ですが、リサイクル製品等利用促進事業として、令和4年度は、リサイクル製品の認証を行いました。5年度は、リサイクル認証製品の周知やリサイクル等に資する施設整備への支援を行います。

さらに、一番下ですが、プラごみリサイクル推進事業として、令和4年度は、プラスチックごみの分別回収の拡充等が進むよう市町村へ支援を行いました。5年度も、引き続き市町村への支援を行ってまいります。

廃棄物部門の取組は以上でございます。

○宮脇森林整備課長 森林整備課です。

18ページをお願いします。

CO<sub>2</sub>吸収源対策の推進、森林吸収源対策についてです。

1の課題・取組の方向性ですが、本県の森林は高齢化が進んでおり、森林によるCO<sub>2</sub>吸収量は長期的に減少傾向にあります。このため、適切な間伐に加え、再造林を通じて、CO<sub>2</sub>をより多く吸収する若い木を増やし、森林の若返りを図ることが必要です。

そこで、吸収源対策として、切って使って植えて育てるという森林資源の循環利用を推進するため、①適切な間伐や伐採後の再造林の推進、②企業等が行う森づくり活動に対するCO<sub>2</sub>吸収量の認証、③県産木材の利用拡

大によるCO<sub>2</sub>固定の促進、④カーボン・オフセットの取組の普及を進めます。

下の19ページをお願いします。

2の令和4年度の主な取組実績及び令和5年度の取組予定ですが、1点目、森林環境保全整備事業につきましては、先ほどの海の再生で説明した内容と重複しますので、割愛します。

2点目、県民の未来につなぐ森づくり事業につきましては、こちらも、先ほど説明した内容に加え、企業等による森づくり活動に対し、令和4年度は15団体、478CO<sub>2</sub>トンの森林吸収量を認証しており、本年度も同様の取組を推進します。

3点目、くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業につきましては、令和4年度は、木造住宅等を建築する工務店への県産木材提供を100件行いました。建築物への炭素固定推進のため、本年度も引き続き実施いたします。

4点目、森林吸収量クレジット化推進事業につきましては、令和4年度は、6者に対し、J-クレジットのプロジェクト登録支援を行っており、本年度も事業者への支援を実施してまいります。

森林整備課は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

20ページをお願いいたします。

③の広域連携や県民運動の推進についてです。

2番目の丸ですけれども、県内市町村では、本年度中に地方公共団体実行計画の事務事業編、これは市町村の取組をどうするかという計画ですけれども、これは45団体で整備済みで、また、区域施策編、地域でどういうふうに脱炭素に取り組むかということについて、31団体が策定完了見込みというふうになっております。また、26団体がゼロカーボン

を宣言しております。今後さらに、県民や事業者、団体、行政と連携して、県全体で取組を推進する必要があります。

21ページをお願いいたします。

主な取組実績及び取組予定でございます。

ゼロカーボン行動促進につきましては、県で作成したくまもとゼロカーボン行動ブックを小学5年生を対象にした肥後っ子教室等の環境教育で使うほか、講演等も行い、家庭等での省エネ活動を推進しております。

また、2番目の県内市町村に対する支援でございますけれども、市町村における計画策定、また、脱炭素の取組ということについて相談を受けて支援をしております。

次のくまもとBDFの普及啓発についてでございますけれども、昨年度、令和4年度に高純度BDFの品質等についてのパンフレットを整備しまして、事業者に対して普及啓発を実施しております。令和5年度は、廃食油を市町村の資源ごみとともに回収するといった実証事業を実施します。

また、重機等を利用する事業者に対して、高純度のBDFについての理解を進め、電動化が難しい分野での利用について検討をお願いしたいと思っております。

22ページをお願いします。

県の事務・事業に係る温室効果ガス排出削減についてでございます。

右の図のとおり、2021年度も県の事務事業における温室効果ガス排出量は、基準年度に比べ、38.8%は減少しておりますが、支援学校の新設や、コロナの影響で学校で窓を開けたまま空調を入れるなど、電気の使用量の増加等がございました関係で、前年度から7.7%増加しております。

この県の事務・事業につきましては、下に書いておりますような全国知事会の宣言等を踏まえ、県民、事業者、市町村の模範となるように、再生可能エネルギーや電動車等の導入、また、CO<sub>2</sub>排出削減と災害対応機能強

化の両立といった取組を進めていきたいと思っております。

23ページをお願いいたします。

主な取組実績及び取組予定です。

当面の具体的事業を記載しております。

まず、県庁へのLED導入でございます。

令和4年、令和5年度で県庁舎本館にLED照明を導入します。

次に、ZEB改修の実施とありますけれども、点線の枠囲みにありますように、宇城総合庁舎をゼロ・エネルギー・ビルディングとなるように、空調設備、照明のLED化、窓ガラスの断熱化等を実施します。

また、一番下ですけれども、県有施設の長寿命化計画の策定という中で、施設の現状把握及び省エネ改修手法の検討を行ってまいります。

24ページをお願いいたします。

県の取組のエネルギーシフトとして、公用車へ電動車を導入します。令和5年度に公用車にEV、軽EVを合わせて14台導入し、必要な充電器を設置します。EV、軽EVの導入が困難な場合もハイブリッド車を導入する予定です。将来さらにEV導入台数が増えた場合の既存電気設備等への影響について調査し、今後の本格導入に向けた対応を併せて整理したいと考えております。

最後に、電気のCO<sub>2</sub>ゼロ化でございます。県有施設への再エネ導入推進事業として、初期投資ゼロモデル、具体的には、駐車場等を民間事業者へ貸し付け、民間事業者が再生可能エネルギー設備を設置し、県は将来電気代で払うというビジネスモデルですけれども、これで県内の3振興局に再生可能エネルギー設備を導入します。

なお、EVを併せて導入し、それを非常電源として活用し、CO<sub>2</sub>排出削減と防災機能の強化の両立を目指したいと考えております。

説明は以上でございます。

○緒方勇二委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

ページ番号を言ってから質疑を行ってください。質疑ございませんか。

○前田憲秀委員 すばらしい取組をずっと紹介していただいたので、どれも大事と思うんですけれども、入り口をもう一回お尋ねをしようと思います。

3ページ、4ページ、5ページで、3ページのときに吉澤課長が、国に先駆けてCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを10か月前倒しというのを言われました。今、県として国に先駆けて10か月前にゼロ宣言をしているわけですけど、何か国に比べて県はこういうのを特にやっていますというのはあるんですか。いいことだと思うんですよ、もう先駆けてやっているんですから。

○吉澤環境立県推進課長 国が今どこまでやっているかということをお県が具体的に把握できていないということもございますけれども、国の機関を見渡す限り、今、PPAで導入を進めているというのが初期投資ゼロモデルで、再生可能エネルギーで導入を進めているというのが、合同庁舎等では、まだなかったかと思いますが、すみません、国のほうの動きがもう追いついてきてたら申し訳ありません。

それと、これは、熊本県として、やはりどうしても水俣病の教訓ということがありますので、県民の方々にそういうことをしなければならぬということをお早くお伝えしてメッセージを出すということが、先駆けたという一番大きなポイントかとは思っております。

○前田憲秀委員 おっしゃることはよく分かるんですけれども、私が言うのは、やっぱりゼロカーボンというのは相当な意識変革が県

民にも必要というのがこれまでも再三言っているのです。21年に県の環境基本計画もできました。ただ、それは修正、修正はあってしかるべきだと思うんですね。こんなことを打ち上げたんだけど、やはりここはちょっと微調整して、こういうことにもう一回力点を入れて取り組みますというような、その繰り返してここ数年は集中的にやっていくべきなんではないかなあというふうに思っております。

例えば、すみません、今回あれですけど、水素に関しても、答弁は、国の動向見てとやっぱり皆さん言われるんですよ。でも、せっかくだから、県は10か月も先にゼロカーボン宣言しているんだから、もっともっと県独自で、若干勇み足でもいいのでやって、その結果どうだったのかというのは、今は一歩進んで二歩下がってもいいんじゃないかと、その後三歩進めれば。そういう感覚でおります。頑張っていたきたいと思うんですけど。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○前田憲秀委員 よろしくお願ひします。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、質疑を終了いたします。

次に、再生可能エネルギー導入促進に関する件について説明をお願いいたします。

○岡山エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

資料3、再生可能エネルギー導入促進に関する件の1ページをお願いします。

再生可能エネルギーの現状についてです。

県では、第2次熊本県総合エネルギー計画において、2030年度の県内電力消費量に対する再生可能発電量の割合を50%とする目標を掲

げて、再エネの導入を進めています。その進捗ですが、下の円グラフや棒グラフのとおり、太陽光を中心とする再生可能エネルギー導入量の増加などにより再生可能発電量の割合が31.2%となり、おおむね順調に再生可能エネルギーの導入が進んでいると考えております。

2ページをお願いします。

参考としまして、分野別目標の状況を記載しております。どの目標も、こちらもおおむね順調に推移していると考えております。

3ページをお願いします。

再生可能エネルギー導入の推進についてです。

まず、課題と取組の方向性です。

県内の再生可能エネルギー導入可能量は、右の棒グラフのとおり、県内の最終エネルギー消費量の約1.6倍を賄える可能性がありますので、太陽光、風力、地熱などの地域資源を活用して再生可能エネルギー供給を増やしていきたいと思っております。

なお、再生可能エネルギーを使用するに当たっては送電線につなぐ必要がありますが、送電線については、送電容量に限界があるとともに、災害時の停電リスクがあります。この課題を解決するために、送電線整備について継続して国に要望するとともに、送電系統に過度に頼らないモデルとして、熊本空港周辺地域でのRE100産業エリアの創造や、太陽光など小型・自家消費型の再生可能エネルギー施設の普及を進めます。

また、再生可能エネルギー施設の立地に当たっては、環境、景観、防災に係るトラブルを防止して、地域と共生する施設を導入する必要があると考えておりますので、ゾーニングによる再生可能エネルギー施設の適地誘導や事業者、立地市町村、県との立地協定の締結により、再生可能エネルギー施設整備における環境、防災への配慮向上を促進したいと考えております。

4ページをお願いします。

令和4年度取組と令和5年度取組予定



です。

まず、再エネ先進地の創造と適地誘導の推進です。

令和4年度は、再エネ施設の適地誘導として、右のゾーニングの図のように、先行として球磨、天草地域の陸上風力発電と、それから県内全域を対象とした太陽光発電に係るゾーニングを実施しております。

再エネ先進地の創造としては、熊本空港周辺地域のRE100産業エリアを推進する基本構想を策定しています。令和5年度は、八代地域の陸上風力発電に係るゾーニングを継続実施するとともに、太陽光及び陸上風力発電の再エネ促進区域設定のための県の基準を策定しまして、市町村の再エネ促進区域の設定を支援したいと考えております。

再エネ先進地の創造としては、空港周辺地域のRE100産業エリアの実現に向けて、先ほど説明しました基本構想に基づき、環境省の脱炭素先行地域へ応募しまして、必要な整備資金を確保したいと思っております。

次に、小型・自家消費型再エネ施設の普及促進です。

令和4年度には普及促進協議会を設置しまして、住宅向け太陽光発電導入加速化アクションプランを作成しました。令和5年度も、引き続き同協議会においてアクションプランの進捗管理と新たにZEH促進アクションプランを作成する予定であります。

また、新規事業として、既存の小規模太陽光発電施設の長期安定電源化のための調査や仕組みづくりも検討したいと思っております。

次に、地域と共生した再エネの導入推進です。

令和4年度は、再エネ事業者との土砂災害等の防災対策や環境保全に関する協定の締結を進め、新たに28件、33か所の協定を締結し、累計で195件、225か所となりました。令

和5年度も、引き続き協定締結を進めてまいります。

5ページをお願いします。

県内中小企業の再エネの導入促進です。

令和4年度は、中小企業が再エネ100%利用を宣言するREアクションへの参加促進のため、セミナー、相談会、アドバイザー派遣を実施し、REアクションに新たに4社が参加していただきまして、累計で6社となりました。令和5年度も、引き続き、同様の取組を行い、中小企業の再エネ導入を促進してまいります。

最後に、次世代モビリティの普及です。

令和4年度は、EV充電器の維持管理、それからFCVの普及を啓発、そして、九州・山口各県と連携して、FCトラックの普及を進めてきました。令和5年度も、引き続き、民間企業や市町村と連携しまして、FCVの普及啓発を実施するとともに、九州・山口各県と連携して、FCトラックの普及に努めたいと思っております。

エネルギー政策課は以上でございます。

○緒方勇二委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。質疑はありませんか。

○岩田智子委員 再エネなんですけれども、私は、何年か前に一般質問で風力発電のゾーニングについてちょっと質問したことがあります。ここにもきちんと書いてありますとおり、地域の人たちとか、自然とか、防災とか、特に、災害が今まで起こった地域の近くだったりとか、いろんな面を考慮して、やはりしっかりと協定を結ぶとか書いてありましたけれども、その辺を大事にしていきたいと思っております。

今も、水俣・芦北地区では、住民の皆さんが、事業者に対していろんな説明をしてくれということで、いろんな活動をされております。丁寧に事業者のほうも答えておられます

が、県もその辺の地域の方々の要望とか、あと、事業者の状況とかをしっかりと見ていただいて、私は再エネは必要だと思っているので、ゼロにしてくれということをやっているんじゃないで、きちんと県として責任を持って見ていってほしいということを要望しておきます。

以上です。

○緒方勇二委員長 要望でよろしいですか。

○岩田智子委員 はい、要望でいいです。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○坂田孝志委員 次世代モビリティのことで、先ほども言いましたが、こちらの写真のほうが大きいもんですからお尋ねしますが、この充填所は、今県庁だけなんでしょう。それをやっぱり県南、県北に設置させないと、とうとうそのメーカーも充填所がないと販売しないんでしょう。何でもう何年もののに、岩谷さんもおるから一緒になってやったらどうですか、県北と県南ぐらいで。そうしないと、とうとうこれは進まぬですばい。

○岡山エネルギー政策課長 今現在、県庁にスマート水素ステーションとあって、これは実証用の水素ステーションを設けております。これはちょっと民間に開放してはおりませんが、岩谷産業さんのほうで今、アイシン九州の近く、南区、城南に1つ商業用の水素ステーションがあります。県内にはそちら1か所となっております。

ただ、商業用ステーションについては、九州でもまだ15か所程度ということで、まだFCVの台数が足りない状況で、事業者に聞きますと、1ステーション当たり3,000台ぐら

いないと元が取れないということがございます。まして、まずは、我々としてはFCVの普及に努めたいと思っているところでございます。

○坂田孝志委員 言ってること矛盾しているんじゃないの、FCVの普及って。充填がないと売れないんでしょう。売れないのをずっとそのままして、普及に進めますと、どこに進めているんですか。

だから、県だけでしなくても民間と一緒にやってやればいいんじゃないですか。県だけでやれば大変だし、また、民間も民間では大変だから、お互い協力し合って、そして、その充填所をやっぱり県央、県南ぐらいに置いて、そして、そのユーザーが手を挙げられるように、メーカーが進出しやすいように、そういう環境を整えんば。普及啓発を実施するって。これは活字だけですか。何年もこうじゃないですか。これはちょっと。

そして、県庁の公用車、EVを替えてたね。何でFCVは替えてないの、そんな試験的なやつをそこに置いているのにそれを活用しようとしませんか。もっと何かそういうあらゆる、トータルでいきませんと個別じゃなかなか進みませんよ、これは。よく事業者なんか、事業所のオーナーというか、社長なんか聞くのに、水素があったら、充填所がないから買えないもんねと、こんな話もよく聞きますよ。そういうのも、アンケートというか、何かいろいろユーザーが望んでるようなことも把握しながらやっぱりやりますと、ただ念仏だけ唱えているのは駄目ですよ。ちょっと何かありますか。

○岡山エネルギー政策課長 ありがとうございます。

我々としても一生懸命進めているんですけども、なかなか価格が高いということと、やはりあのFCVが先か、ステーションが先かということもあまして、これはまた民間

事業者と、また、市町村、あと、九州各県とも連携しまして、FCVの導入が進むように頑張りたいと思います。

また、九州各県とは、FCトラックのほうも先回りして普及できるように、今、計画なども立案しまして進めていこうと思っておりますので、坂田委員の御希望に沿えるよう頑張りたいと思います。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○坂田孝志委員 はい。

○緒方勇二委員長 ほかに。

○前田憲秀委員 もう黙っとうと思ったんですけど、岡山課長の気持ちはもう十分分かるんですけども、ずっとその答弁なんですよ、私が知る限り。だから、何か打開をしないといけないというのをまず1つと、それと、先ほど言わなかったんですけど、国が水素のエネルギー政策を結構な予算を今後つけましたよね。あれを受けて、県としてはこういうことをやっていくというのも早急にやっぱり検討すべきだと思いますけれども、どうですか。

○岡山エネルギー政策課長 国の水素戦略が6月に改定されたことは承知しております。これはまたきちんと正確に読んで、県で何かできるか、ちょっと考えてみたいと思います。すみません。

○前田憲秀委員 十二分に準備はできてたと思っているんですけども、頑張りたいと思います。今日はもう要望でございます。よろしく願います。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

なければ、4ページのことでちょっと私から。

既存の小規模太陽光発電施設の長期安定電源化のための調査、仕組みづくり、ちょっと詳しく教えてください、これ。

○岡山エネルギー政策課長 これは、FIT制度が2012年に始まりまして、10年経過してまいります。FIT制度が、事業用は20年、家庭用は10年ということでFITが切れてまいりますので、そろそろ小型の太陽光発電を中心に期限切れを迎えるのが多くなってきますので、あらかじめ調査して、それから、それを取りまとめ者が取りまとめて、長期安定電源化して長く使えるような仕組みを検討したいと思っていますところでございます。これを今年基礎調査としてやりたいと思っていますところでございます。

○緒方勇二委員長 分かりました。

ほかに質疑ありませんか。なければ……。

○吉澤環境立県推進課長 1つ訂正をさせていただきます。

先ほど前田委員の質問に対して、県として何か国に先駆けて取り組んでいるものということで、初期投資ゼロモデルの太陽光の話をしましたけれども、あれよりも確実に取り組んでおりましたのが、ゼロカーボン行動ブックということで、ブックをつくって、あれは、行動と、それと、どれぐらいのメリットがあつて、しかも経済的なメリットもどれぐらいあるというこの3点セットで整理したというのは、国もこういうのは見たことがないと言っておりましたけど、これが一番適切な答弁だったかと思っておりますので、こういう形で訂正させていただきます。申し訳ありません。

○坂田孝志委員 あれは分かりやすいな。

○吉澤環境立県推進課長 ありがとうございます。  
ます。

○緒方勇二委員長 以上で質疑を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○緒方勇二委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

その他として何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○緒方勇二委員長 ないですね。

その他として、私から1つ提案がございます。

閉会中の視察の件についてですが、委員会で行う委員派遣は、本来、会議規則第81条により、委員会としてこれを議長に申し出ることになっております。しかしながら、緊急な委員会視察が必要な場合に、委員会をそのたびに開催するのが不可能な場合がございます。そこで、付託調査事件に係る閉会中の委員派遣の実施、目的、日時、場所等につきましては、委員長一任ということではよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○緒方勇二委員長 異議なしということで、そのように取り計らせていただきます。

ほかになければ、本日の委員会は、これで閉会します。

これをもって第2回海の再生及び環境対策特別委員会を閉会いたします。

午後0時20分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

海の再生及び環境対策特別委員会委員  
長